

令和 7 年度

さがみみ

(さがみはら子どもの権利相談室)

活動状況報告書



相模原市子どもの権利救済委員

目 次

I 子どもの権利救済委員のことば

1 中安救済委員		2ページ
----------	-------	------

II 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要		4ページ
2 相談・救済の流れ		6ページ

III 活動状況について

1 相談の状況		8ページ
2 相談事例		14ページ
3 広報・啓発		15ページ

IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例		25 ページ
2 子どもの権利救済委員名簿		28 ページ
3 子どもの権利相談員名簿		28 ページ

I 子どもの権利救済委員のことば

中安救済委員……2ページ



I 子どもの権利救済委員のことば

「相模原市子どもの権利条例施行 10 年を超え」

相模原市子どもの権利救済委員 中安 恒太

相模原市子どもの権利条例は、2015 年 4 月 1 日に施行されました。本市のように子どもの権利保障を図る条例を制定し、条例に基づく子どもの相談・救済機関を設置している自治体は、神奈川県内では本市と川崎市のみです。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、1989 年に国連で採択され、日本は 1994 年に批准しました。その基本理念は、子どもを単なる「保護される対象」としてではなく、「権利をもつ主体」として認めている点にあります。2023 年に施行された「こども基本法」では、「全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること（第 3 条第 4 号）」と規定され、子どもが権利の主体であることが法的に示されました。しかし、こども家庭庁が 2025 年に 18 歳以上（高校生を除く）を対象に行った「児童の権利に関する条約の認知度等調査」では、条約について「聞いたことがない」が 55.1%、「名前だけ聞いたことがある」が 28.1%となり、80%以上の成人が条約の内容を認知していない実態が明らかになりました。また、内閣府が 2023 年に実施した 10～14 歳対象の調査において、家族・親族の中に「何でも悩みを相談できる人がいる」に対して「そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」「思わない」）」と回答した割合は 13.1%でした。さらに同調査で、学校が「居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）」になっていますか」と尋ねたところ、「そう思わない」との回答は 22.5%にのびりました。これらの調査結果からは、子どもの権利条約の原則である「子どもの意見の尊重」や「子どもの最善の利益」が、家庭や学校で十分に保障されていない現状が推測できます。

上記 2 つの調査で明らかになった認知・理解度の低さや、権利が保障されていると言い難い実態からも、さがみみでは子どもの権利に関する啓発が喫緊の課題であると考えています。昨年度は、さがみみや子どもの権利を身近に感じてもらうため、マスコットキャラクターを公募して「さがみみちゃん」が誕生しました。イオン相模原ショッピングセンターで開催された「さがみはら子どもの権利の日のつどい」では、マスコットキャラクターの表彰式を行うとともに、市内の和泉短期大学の学生による劇『そのこえ、きこえてるよ。さがみみちゃん考える、たいせつなこと』を上演しました。また、同大学の学生は継続的に市内の保育園を訪問し、紙芝居や人形劇を通して幼児期からの権利理解を促す啓発活動を続けています。

本市の子どもの権利条例第 1 条には、その目的として「子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障すること」と掲げられています。普及活動を通じて「子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援」し、子どもの権利を保障できる地域社会の形成に貢献していくことが、さがみみの次の 10 年におけるやるべきことの 1 つです。

Ⅱ 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要・・・4ページ

2 相談・救済の流れ ……6ページ

Ⅱ 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要

「さがみはら子どもの権利相談室」は、相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日制定）第17条に規定する、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の窓口として、平成27年11月に開設しました。

相談室には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じています。

平成30年度から子どもの権利相談室の愛称を「さがみみ」とし、令和7年度には10周年を記念してマスコットキャラクター「さがみみちゃん」が誕生いたしました。より親しみやすい相談室を目指しています。

【目的】 「相模原市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談や、本来一人の人間として尊重されるべきものとしての各種の要求・要望に応じる相談窓口を設置するものです。

相談窓口には、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、傾聴や子ども自身の解決を支援するとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、是正の要請等を行います。

【設置場所】 相模原市立青少年学習センター内（相模原市中央区矢部新町 3-15）

【開催日時】 月～金曜日 午後1時から午後8時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで
※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日を除きます。

【対象】 ・18歳未満で、市内在住、在勤、在学する人
・18歳を超えても、市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所している人
※本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項は相談できます。

【相談方法】 電話（子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話）、面談

【対応】 傾聴、エンパワメント、他制度紹介などを行います。
権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査、調整、改善要請等を行います。

【体制】 ・相模原市子どもの権利救済委員 3名（大学教授、弁護士）
（職務内容）子どもの権利に関する相談・救済の申出への対応
相談事案に係る調査
子どもの権利回復のための関係機関との調整
権利侵害事案の相手方への改善要請、勧告
（勤務形態）各救済委員が月3回勤務



・相模原市子どもの権利相談員 4名

(職務内容) 子どもの権利に関する相談

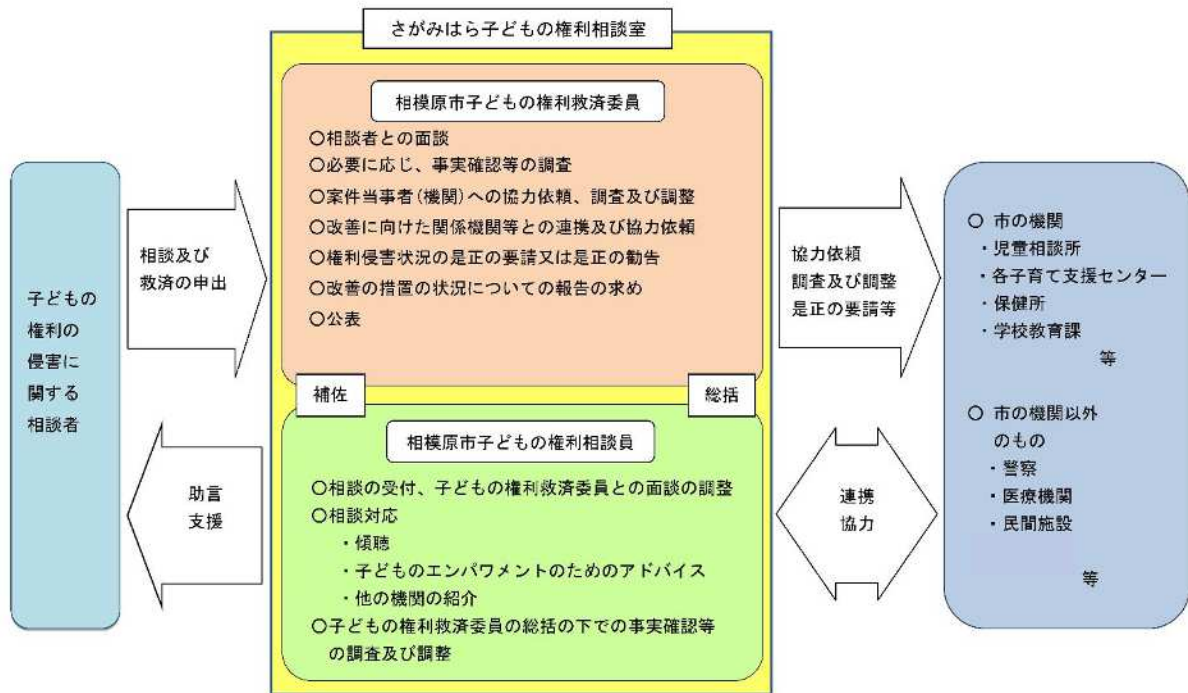
救済申立の受付

電話相談・来所相談の対応

相談事案に係る調査

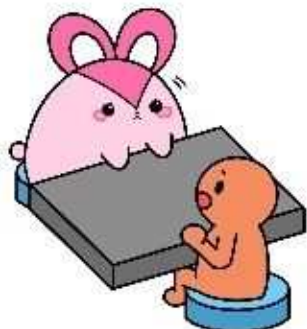
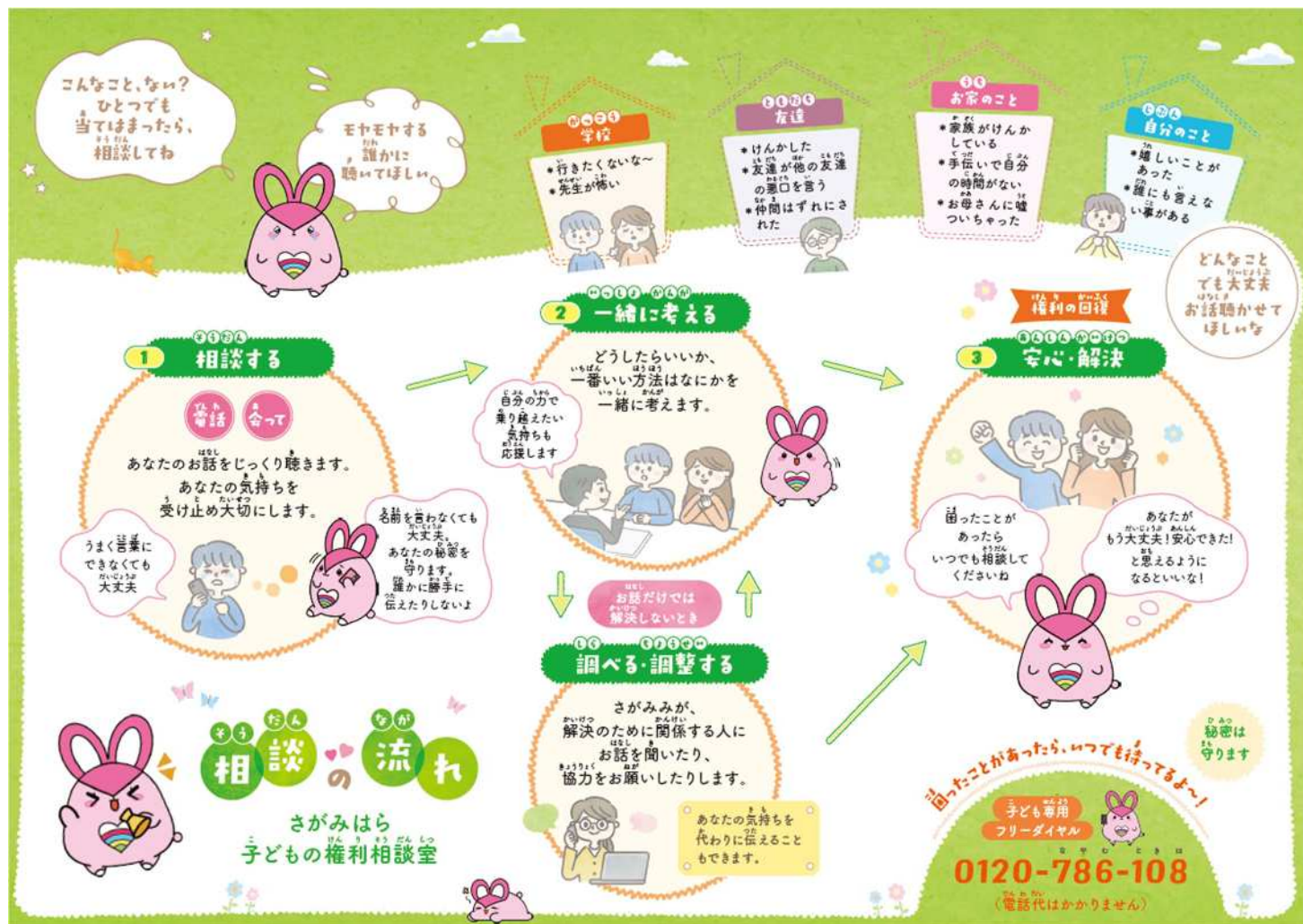
子どもの権利回復のための関係機関との調整

(勤務形態) 週6日を交代で毎日2名勤務



2 相談・救済の流れ

子ども自身では、権利侵害かどうか分からない場合もありますので、つらいと思ったときや、困ったときなどに、気軽に相談してもらえるよう周知しています。



Ⅲ 活動状況について

1 相談の状況……………8ページ

2 相談事例……………14ページ

3 広報・啓発……………15ページ

Ⅲ 活動状況について

1 相談の状況

○ 令和7年度の相談について

さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)は、平成27年(2015年)11月1日に開設し、令和7年度(2025年度)は、さがみみ開設後10周年の節目の年となりました。

そこで、10周年を記念して、さがみみのマスコットキャラクターのイメージデザインを、相模原市の子どもたちから広く募集することとし、昨年度、214の応募作品の中から「さがみみ大賞」5作品が選出されました。そして、今年度、令和7年4月5日及び同月6日、相模原市民桜まつりの会場において、「さがみみ大賞」を受賞した5作品の中から、子どもたちによる投票を実施し、さがみみのマスコットキャラクター「さがみみちゃん」が誕生しました。

令和7年11月22日には、「相模原市子どもの権利条例」制定10周年を記念し、子どもの権利への理解や関心を一層深めるためのイベント「さがみはら子どもの権利の日のつどい」において、さがみみブースにおいて「子どもの権利の木を作ろう」ワークショップを実施するとともに、ステージにおいて「さがみみ大賞」を受賞した5作品の表彰式などを行いました。優しい笑顔のマスコットキャラクター「さがみみちゃん」とともに、さがみみが、子どもたちにとってますます身近で安心できる存在になりたいと思います。



【 自己紹介 】

- ・ハートに見える大きな耳とお腹のハートマークがチャームポイント
- ・お腹のハートマークの虹は子どもの多様性をあらわしているよ
- ・大きな耳はどんなお悩みも聴きもらさないよ
- ・いつでもお悩みに応えられるようにピンクの電話を持ち歩いているよ
- ・みんなの悩みに寄り添う優しい性格です

そのような中、今年度の相談件数は全体で218件、そのうち、新規の相談は56件、継続の相談は162件でした。相談件数の総数としては昨年度より41件増加し、新規及び継続ともに相談件数が増加しました。なお、新規の相談は16件増加、継続の相談は25件増加でした。

今年度は、マスコットキャラクター「さがみみちゃん」の誕生にあわせて、子どもの権利相談室リーフレット、子どもの権利条例学習用パンフレット(小学生用)(中学生用)、子どもの権利条例周知用リーフレット及び掲示用ポスターを新しく作成し直しました。あわせて、相模原市の子ども

に対し、小中学校を通じ、広報誌「さがみみレター」を年2回配布し、令和8年2月には定規型の周知カードを配布することができました。さがみみレター配布後の春と秋、定規型周知カード配布後の2～3月に新規の相談件数が増加する傾向にあり、広報誌「さがみみレター」や、フリーダイヤルを記載した定規型周知カードの配布が影響しているものと考えられます。

また、今年度は、令和7年9月から10月にかけて、「権利の木～あなたの声を聴かせて～」プロジェクトを実施し、「さがみみに電話をして、あなたの好きな〇〇を教えてください」と呼びかけたところ、【73人】の子どもたちがさがみみに電話をかけて、プロジェクトに参加してくれました。このように、子どもたちが自ら参加し、自分の気持ちを誰かに表明する機会となるプロジェクトや企画、また、電話をかけて相談することのハードルが少しでも低くなるようなプロジェクトや企画を今後も継続できるようにしつつ、電話以外での相談方法（手紙）についても引き続き検討を続けていきたいと考えています。

○ 主訴（内容）別の相談について

今年度から、相談内容の分類を一部見直し、A「学校関係」の相談（先生、いじめ、不登校、友人関係、その他）、B「家族関係」の相談（虐待、家族関係、その他）、C「自分のことに関する相談」、D「その他の相談」という分類を採用することとしました。なお、相談内容は複数にまたがることも多いため、この分類は、あくまでも主たる内容をあげたものとなります。

以下において、新規相談の件数及び内容の傾向について記載します。

新規相談をみると、A「学校関係」の相談が34件、B「家族関係」の相談が13件、C「自分のことに関する相談」が3件、D「その他」（A～C のどれにも当てはまらないもので、学校・家庭以外の所属での相談が含まれます）の相談が6件であり、一番多かったものは A「学校関係」の相談でした。後記のグラフからも分かるとおり、学校関係の相談が全体の約61%を占め、次に家族関係の相談が全体の約23%、その他の相談が全体の約11%、自分のことに関する相談が全体の約5%をそれぞれ占めていました。

さらに、上記 A「学校関係」の相談のうち、具体的な内容をみると、一番多かったのは「（学校の）友人関係」に関する相談で17件、順次、「（学校の）その他」に関する相談が9件、「（学校の）いじめ」に関する相談が6件、「（学校の）不登校」に関する相談と「（学校の）先生」に関する相談が各1件でした。後記のグラフからも分かるとおり、（学校の）友人関係に関する相談が全体の50%を占め、次に、（学校の）その他に関する相談が全体の約26%、（学校の）いじめに関する相談が全体の約18%、（学校の）不登校に関する相談と（学校の）先生に関する相談が全体の約3%をそれぞれ占めていました。分類が変わったため単純に比較できない部分はあるものの、昨年度の相談内容でも一番多かった相談内容（新規相談）は「友人関係」であり、今年度もその傾向は変わらず、相談件数としては昨年よりも増加していると考えられます。

次に、上記 B「家族関係」の相談のうち、具体的な内容をみると、一番多かったのは「家族関係」に関する相談で9件、順次、「（家庭内の）虐待」に関する相談が3件、「（家庭内の）その他」に関する相談が1件でした。後記のグラフからも分かるとおり、家族との関係に関する相談が全

体の約69%、虐待に関する相談が全体の約23%、家族内のその他に関する相談が全体の約8%を占めていました。

なお、今年度の統計でも、「いじめ」及び「虐待」については、その疑いがある場合も含めることとしています。

○ 相談者別の相談について

新規相談をみると、「本人」からの相談が35件、「保護者」からの相談が15件、「本人及び保護者」からの相談が5件でした。後記のグラフからも分かるとおり、本人からの相談が全体の約62%、保護者からの相談が全体の約27%、本人及び保護者からの相談が全体の約9%を占めていました。

新規・継続相談をあわせると、「本人」からの相談が187件、「保護者」からの相談が18件、「本人及び保護者」からの相談が12件でした。継続相談を含む場合、本人からの相談が多くを占めますが、あくまでも延べ件数であり、同一の相談が含まれています。

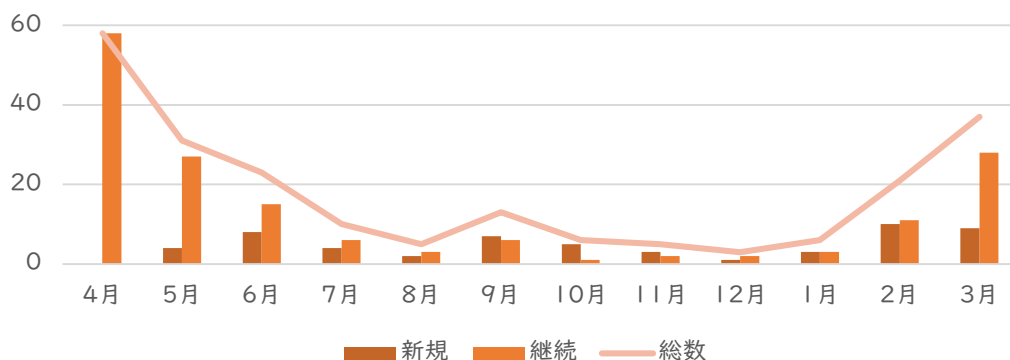
さがみみは、子ども本人からの相談であっても保護者からの相談であっても、いずれの場合でも、子ども本人の気持ちが尊重されるよう心掛けています。今後も、変わらず、子どもの権利を中心に置き、子どもの気持ちに寄り添った相談と支援ができるよう努力していきたいと考えます。

【相談の受付状況】

○月別相談件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規	0	4	8	4	2	7	5	3	1	3	10	9	56
継続	58	27	15	6	3	6	1	2	2	3	11	28	162
計	58	31	23	10	5	13	6	5	3	6	21	37	218

月別相談件数

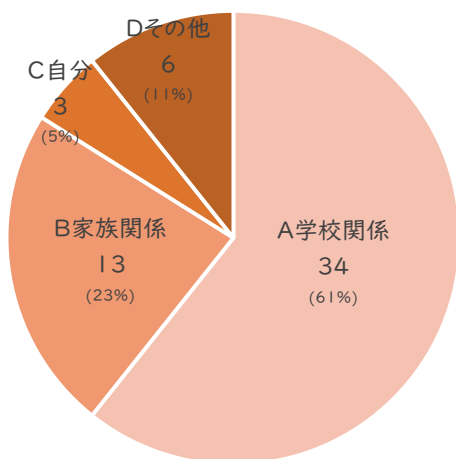


○相談の内容(主訴別)

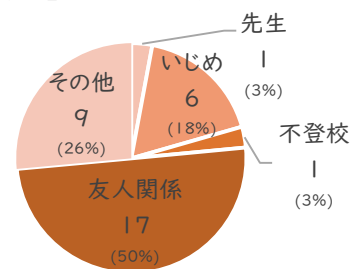
	A学校関係					B家族関係			C自分	Dその他	計
	先生	いじめ	不登校	友人関係	その他	虐待	家族関係	その他			
新規	1	6	1	17	9	3	9	1	3	6	56
継続	3	2	0	4	3	4	27	2	85	32	162
計	4	8	1	21	12	7	36	3	88	38	218

※「いじめ」と「虐待」についてはその疑いがある場合を含みます。

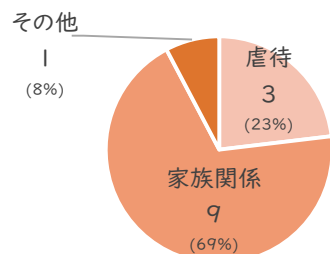
【新規】相談の内容(主訴別)



【新規】A学校関係の内訳



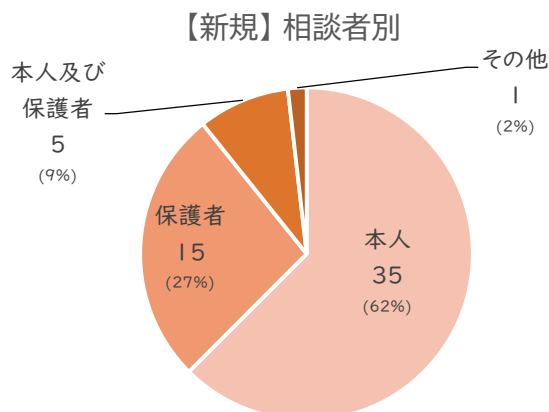
【新規】B家族関係の内訳



○相談者

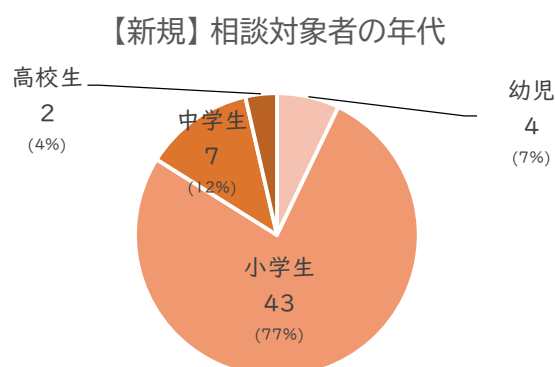
	本人	保護者	本人及び 保護者	その他	計
新規	35	15	5	1	56
継続	152	3	7	0	162
計	187	18	12	1	218

※保護者は父、母、祖父母



○相談対象者の年代

	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
新規	4	43	7	2	0	56
継続	1	11	0	150	0	162
計	5	54	7	152	0	218



○相談方法

	電話	面談	計
新規	55	1	56
継続	149	13	162
計	204	14	218

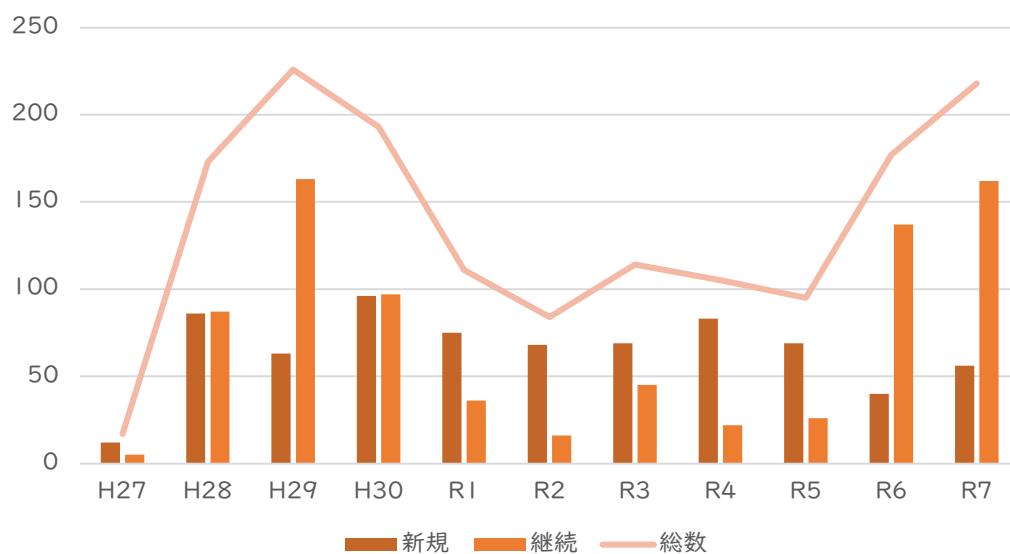


○開設時からの相談件数の推移

	新規	継続	総数
H27	12	5	17
H28	86	87	173
H29	63	163	226
H30	96	97	193
R1	75	36	111
R2	68	16	84
R3	69	45	114
R4	83	22	105
R5	69	26	95
R6	40	137	177
R7	56	162	218

※11月～3月の5か月間の集計

開設時からの相談件数の推移



2 相談事例

※プライバシー保護のため、実際の相談事例を基に変更・作成した相談事例です。

相談者及び 相談方法	概 要	
本人及び保護者 電話・面談	相談	(本人) 友人に嫌な言葉を言われた。どうしたら言われなくなるか。 (保護者) 本人がかなり思い詰めている。初めてのことでなんとかしたい。
	経過	本人と保護者が、途中で電話を代わりながら相談があった。面談相談を勧め、後日、本人及び保護者が来所した。 本人のみの面談時間の中で、本人がどうしたい、どうなりたいかを聞いた。その後、保護者と面談をし、本人の希望として、保護者にどのような立ち位置で対応してほしいと思っているかを共有した。最終的に、本人が自分の力で解決方法を考え、保護者が本人の力を信じてサポートすることとなった。
本人 電話	相談	(本人) 仲良しの友人との関係で、最近うまくいかないことがあり、もやもやすることがある。
	経過	本人から状況を確認しながら、本人に、自分の気持ちを友人に素直に話すことの大切さや、相手や周囲の関係も考えられるような問いかけをしていった。 そうして相談員と話していくうちに、本人のもやもやした思いが整理されていき、相談員と一緒に考えながら、今後は本人がちょっと先を見据えた考えができるようになると目標を決めることができた。
本人・電話 本人及び保護者 面談	相談	(本人) 同級生や上級生から暴力を受ける。やめてもらいたい。 (保護者) 本人にも、いざこざになる原因があるかもしれない。
	経過	電話と面談を通じて、本人の話をきいたところ、本人がいろいろと自分を守る努力をしていることが分かった。さがみみは何ができるだろうと本人に問うと、また電話をするから聴いてほしいと答えた。 本人に話を聞いた後で、保護者に本人が考えていることなどを伝え、本人に言いたいことはあるものの、本人の成長に驚いたとのことだった。保護者は、これからは見守る姿勢を心がけると話した。また、保護者は、さがみみの存在に安心し、本人がさがみみに話を聴いてもらいたいという気持ちを大切にしたいと語った。

3 広報・啓発

(1)活動一覧

○配布・掲示

取り組み	実施時期	対象者等
リーフレット	5月	市内の小学校及び義務教育学校に通う小学1年生に学校を通じて配付
ポスター	9月	市内の小・中学校・義務教育学校,市内関係機関へ掲示依頼
さがみみ定規	2月	市内の小・中学校・義務教育学校に通う全児童・生徒に学校を通じて配付
広報誌(さがみみレター)	5月(第1号) 9月(第2号)	市内の小・中学校・義務教育学校に通う全児童・生徒に学校を通じて配付。私立小・中、県立の高校に配架依頼
学習用パンフレット	11月	市内の小・中学校・義務教育学校に通う小学4年生、中学校1年生、義務教育学校7年生の児童・生徒及びその保護者に学校を通じて配付
広報さがみはら掲載	9月	特集記事掲載
HP 掲載	通年	
啓発グッズ配付	随時	イベント参加者等にシールやボールペンを配付

○イベント

取り組み	実施時期	内容
権利の日のつどい	11月22日	11月22日(日)イオン相模原において、ステージ及びブースイベントを開催
権利の木プロジェクト	9~12月	「あなたの好きな〇〇を教えて」をテーマに、子どもの声を募集し、寄せられた声を「権利の木」にデザインし展示
パネル展示	11月	市内図書館でパネル展を実施

○会議・研修

取り組み	実施時期	備考
子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム(世田谷区)	10月4日	子どもの権利相談員3名参加
『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2025三芳町	2月6・7・8日	子どもの権利救済委員1名、事務局1名参加

○関係機関との連携

子どもの権利条例及びさがみみの概要について説明等を実施しました。

関係機関	実施時期	出席者等
人権・福祉教育担当者会	5月	市立小学校・中学校・義務教育学校の人権・福祉担当者。説明動画の配信
教育相談課	5月30日	教育委員会所管のヤングテレホン相談や青少年相談センターの相談状況について担当者と情報交換
児童相談所	6月10日	児童相談所職員
相模原市青少年問題協議会	7月18日	子どもに関わる市内関係機関や団体の代表者
小学校校長会	9月10日	市立小学校校長
中学校校長会	9月11日	市立中学校校長
相模原市子ども若者支援協議会	2月12日	子どもに関わる市内関係機関や団体の代表者

○その他

取り組み	実施時期	内容
視察受け入れ	7月10日	由布市議会行政視察

(2) 配付物

○子どもの権利相談室リーフレット



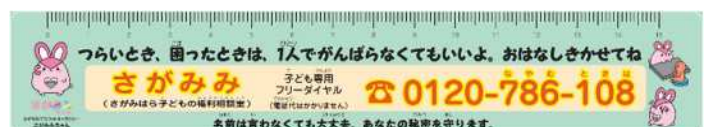
(令和8年2月～改訂)



○ポスター



○定規



(小学生用No.1)

「あなたに読んでほしい」このコラム

読んでほしい話があるあなたへ

小学生の息子に「パパって、ぜんぜん話を聞いてくれない。」と言われることがあります。みなさんは自分が読んでほしい話をお家や学校で話していますか？

話したいことを誰かに伝えられないと落ち込んだり、荷をとても溜めない気分になることがあるかもしれません。そんな時はさがみみで電話してね。うまく話せなくてもいいから、困ったことや嫌なこと、そして嬉しかったことなどの話を誰しうたが電話に出て、みんなの話を聞いてくれるよ。そして、困ったことだったらどうしたら解決できるか一緒に考えてくれるよ。

子どもの権利教育委員 中安恒太

くさがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）紹介＞



さがみみ相談室は、さがみはら市役所（市民会館）の1階にあります。お気軽に相談してください。



★さがみみ相談チーム★
相談員3人（夜間にお話を聞きます）
教育委員3人（内容について書きます）



ホームページは
こちら



一電話や面談の予約は
こちら

0120 - 786 - 108

電話相談 月～金 午後1時～午後5時、土 午前10時～午後5時
（夜間・休日はお休みです）
（※夜間・休日の相談は18歳以上の方に限ります）

※休 日 土・日・祭日（12月29日～1月3日）と青少年学習センターの休 日 所日はお休みです。
（※祝7月連休明け 4月25日、5月19日、6月24日、7月23日、8月21日、9月26日、10月26日、11月18日、12月17日、
※毎月第1月 1月22日、2月20日、3月23日）

さがみみ マスコットキャラクター—翼—教育委員

お電話で24時間受付可能

電話番号 214番

たくさんのご厚意ありがとうございます

※214番は24時間受付可能

「さがみみ」以外にも
市庁にはさまざまな相談窓口があります。
あなたの悩みにあった窓口を提案したい人はこちら

さがみみ

※NEW★

発行：さがみはら 子どもの権利相談室（館前橋市立青少年学習センター内） 2025年度 第1号 小学生版

「権利の糸 - まるで魔法のワゴン -」プロジェクト
し「さがみみ」に電話をして
「あなたの好きな〇〇」を教えてください

○電話番号: 0120-786-108(西暦無料)

○受付期間: 10月31日(金)まで

○お話の長さ: 1分くらいでOK!

○名前: は言わなくても大丈夫!

▶ あなた: 0120-786-108に電話します。

▶ 相談員: 「こんにちはさがみみです!」

▶ あなた: 「はい、〇〇が好きです!」

▶ 相談員: 「さかてくれてありがとうございます!」

▶ あなた: 電話を切る。

・相談員があなたの声をしっかり受けとめます。
・相談員が読みのおはなりの本が送られてくるので、そのまま録音してください。
・届けたことがあったら相談員もできます。

どうしてよー!

話の内容を書き留め、
郵送したときにのみかみに電話をする
録音がしたいね!

つらいとき 困ったときは「入でがんばらなくていいよ おはなしかけて」

**子ども専用
(通話無料)**

0120-786-108

と きは
（火～土）
 毎日 13:00～20:00 ※ 10:00～17:00
※ 夏期、特別休館日等運営センターの告知に合わせます。

相談時間 月～金 13:00～20:00 ※ 10:00～17:00

相談方法 電話か相談員へ直接お話し

場所 相模原市立青少年学芸センター内
(〒216-8501相模原市 3-15)

どんな本にも書いています。
つまみ食いや虫食ひ、
さくさくや虫食ひ、
イラストや文字びり、
絵画は重なることなく文芸家
絵画を取りま。

相談員のページ
できます

さがみ (さがみはら子どもの権利相談室) 2025年度 No.1

さがみみしター

中高生のみなさん新年度の生活に慣れましたか。

新しい生活はどうか。
みなさんはどのような思いで新年度を過ごしていますか。
突然ですが、ある少女が数年前に SNS に投稿した記事を掲載します。

みなさんは、希望される新学期と言うけれど、私の心は何となくモヤモヤ感が漂う。
新しい友達や新しい先生との出会いが確かであった。でも…、期待・不安、様々な気持ちが重なって何だか分からず。これが正直な私の気持ち。
こんな気持ちの人もいることには気がついてほしいな。

みんながみんな新学期を迎え、希望される同じ思いではないとは言えませんが、みんなそれぞれいろいろな気持ちで新学期を迎えたことでしょう。
今、この「さがみみしター」を読んでいるあなたもこの SNS の記事と同じ思いかもしれません。また、これから先も、楽しいことつらいこと、いろいろなことがみなさんを待ち受けていることでしょう。

『どうしよう、困ったな、モヤモヤする！一人で考えるのはつらいな』

こんな気持ちになることがあるかもしれません。
そんな時は、ぜひ、「さがみみし」に電話をしてください。一緒に考えましょう。
どうしたらいいか、どうならいいか、あなたにとって一番良い方法を考えましょう。
きっと、あなたは乗り越える力を持っています。ひみちは守ります。

この番号に
かけてね

0120-786-108

さがみみしター 0120-786-108

電話相談 月～金 13時～20時 土 10時～17時
日曜・祝日・年末年始と青少年学習センターの休所日はお休みです。

◆令和7年度青少年学習センター休所日◆
4月25日(金) 5月19日(月) 6月24日(火) 7月23日(水) 8月21日(木)
9月26日(金) 10月20日(月) 11月18日(火) 12月17日(水)
1月22日(木) 2月20日(金) 3月23日(月)

相談は無料です。名前はいわなくて大丈夫。あなたの許可なく他人に伝えることはありません。

＜あなたに読んで欲しい このコラム＞

自分の「気持ち」を伝えたいあなたへ

みなさんには、生命や発達を守られるなど「安心して暮らせる権利」などの生命や発達を守られることの他に、「自分の意見を伝える権利」「意見が尊重される権利」などの権利があります。

「自分の意見を伝える」といっても、話す内容が「どう思われるだろう?」、「恥ずかしい」、「どうせ分かってもらえない」などの不安な気持ちが出ることもあるでしょう。「家族だから」や「友達だから」話すこともあるでしょう。このような時、皆さんには不安な気持ちを伝えられる相手はいますか?

実は、家族・学校・友達など皆さんの身近な存在以外にも不安な気持ちを話せる相談場所はたくさんあります。その相談先の1つがさがみみしター。さがみみしターは「なんでもかからないけれどモヤモヤする」など、上手く言葉にできない気持ちも伝えられる場所でもあります。電話に出る相談員の方たちが皆さんの気持ちを否定せず聞いてくれます。そして、困りごとであれば皆さんの気持ちを尊重しながら一緒に解決策を考えていきます。

子どもの権利教育委員 中安恒太

＜さがみみし (さがみはら子どもの権利相談室) 紹介＞

さがみみしター
子どもの権利相談室
相談員が皆さんの気持ちを聞いてくれます。

さがみみしターチーム
子どもの権利教育委員3人
子どもの権利相談員3人

～ホームページはこちら～
～電話や面談の予約はこちら～

さがみ マスコットキャラクター募集企画
応募総数 214件
たくさんのご応募ありがとうございました
近日 結果発表予定!!

「さがみみし」以外にも
市内にはさまざまな相談窓口があります。
あなたの悩みに合った窓口を捜したい人はこちら
を相談しよう

発行：さがみはら 子どもの権利相談室 (相模原市立青少年学習センター内) 2025年度 No.1 中高生版

さがみ (さがみはら子どもの権利相談室) 2025年度 No.2 (中高生版)

さがみみしター

さがみみし 公式マスコットキャラクター 決定しました!!

～みんなからのたくさんのお声と投票 ありがとうございます～

さがみはらの子どもたちからデザインを募集し、214件の素敵な応募がありました。今年の市民祭まつりで、1次審査を通った作品を子どもたちが投票で選び、1500人の投票によりマスコットキャラクターが正式に決定しました。

こんにちは
さがみみしちゃん
です

★ 自己紹介 ★
○ハートに見える大きな耳とお腹のハートマークがチャームポイント。
○お腹のハートマークの虹は子どもの多様性をあらわしています。
○大きな耳はどんなお悩みも聴きとります。
○いつでもお悩みに応えられるようにピンクの電話を持ち歩いています。
○みんなの悩みに寄り添う優しい性格です。

作成者 北川尊依さん(作成時小山中学校3年生)
作品への想い…さがみみしちゃんというキャラクターを通して、悩みを抱えた子ども達に「さがみみし」の存在を知ってもらい、気軽に相談出来るようになって欲しいと思っています。これからさがみみしちゃんの事をどうぞよろしくお願いします!

あなたの大切な子どもの権利

安心して生きる権利
心身ともに豊かに育つ権利
自分を守り守られる権利
地域と社会に参加する権利

あなたには、子どもの権利があるんだよ。あなたの気持ち、大切にしたいんだよ。それはせんが、あなたの大切な権利なんだ。

つらみてね

「権利の木」プロジェクト
「さがみみし」に電話をして
「あなたの好きな○○」を教えてください

○ 電話番号:0120-786-108(通話無料)
○ 受付期間:10月31日(金)まで
○ お話の長さ:1分くらいでOK!
○ 名前は言わなくても大丈夫!

○ 電話のかけかた
▶ あなた:0120-786-108に電話をかけます。
▶ 相談員:「こんにちはさがみみしです」
▶ あなた:「私は○○が好きです」
▶ 相談員:「聴かせてくれてありがとうございます」
▶ あなた:電話を切る。
▶ 相談員があなたの声をしっかり受けとめます。
▶ 相談室がお休みの日は留守番電話が流れるので、そのまま録音してください。
▶ 困ったことがあったら相談もできます。

保護者の方へ
この取り組みは、子どもが自分の意見を自由に表現すること、意見表明が権利であることへの理解を促すことを目的としています。
また、「困ったときに誰かに話すための電話相談の練習」でもあります。
ぜひご家庭でもお子さんの参加にご協力ください。

集まった声は「権利の木」にデザインして、11月22日にイオン相模原(南区古淵)で開催する「権利の日のつどい」で発表するよ!
当日会場で「電話したよ!」と教えてくれたら参加賞をプレゼント!
(権利の日の集まった声の数は11月1日現在の集まったさがみはらホームページで公開します。)

自分の意見を言う練習、困ったときにさがみみしに電話をする練習だと思って気軽に参加してね!

つらいとき 困ったときは 1人でがんばらなくてもいいよ おはなし聴かせて

さがみみし(さがみはら子どもの権利相談室)

子ども専用 (通話無料) **0120-786-108**

相談時間 月～金 13:00～20:00 土 10:00～17:00
※祝・祝日、年末年始、青少年学習センターの休所日はお休みです。

相談方法 電話が面談 ※面談は予約制

場 所 相模原市立青少年学習センター内 (中央区新所沢3-15)

どんなお悩みも聞いています。
うまくいかないこと、モヤモヤする気持ち、イライラや悩み…
どんなことでも大丈夫。
あなたの気持ちによりそって、いっしょに「どうしたらいいか」を考えてくれる場所です。
名前は言わなくて大丈夫。
あなたの秘密を守ります。

○学習用パンフレット(学校学習に活用)

(小学生用)

小学生用

いっしょに考えよう！ 子どもの権利のこと 相模原市子どもの権利条例

子ども一人ひとりが
大切です。

子どもにとって
良いことは何かを
考えます。

子どもは
自分の権利を大切に
することと同じように、
他の人の権利も
大切にするようにします。

子どもには、
自分の思いを伝えることや、
いろいろなことに参加して
いろいろな経験をすることが
必要です。

子どもの年れいや
成長に合わせて、
助けます。

日本には、「日本国憲法」という、日本のすべての人が幸せに暮らすための決まりがあります。さらに、日本は、世界の子どもたちが幸せに暮らすことができるように、子どもの権利を大切にするために作られた「児童の権利に関する条約」という世界の決まりを守ることを約束しています。

相模原市には、この憲法と条約の考えをもとに、さがみはらの子どもたちが幸せに暮らすための市の決まり「子どもの権利条例」があります。

年 組 名 前 _____

子どもの権利ってなんだろう？

子どもはみんな、幸せに生きる権利を持っています。
子どもが、自分らしくのびのびと成長していくために大切なものです。
子どもの権利条例では、大きく4つにまとめて、大切な権利を定めています。

生きる権利(安心して生きる権利)

- ・命が守られて、大切にされること。
- ・愛されて育てられること。
- ・病気やけいれんには病院で治りようを受けられること。
- ・どんな理由があっても差別をされないこと。

子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされなければなりません。

考えてみましょう 家族や周りの人から大切にされていると感じるのはどんなときですか。

私たち一人ひとりが、それぞれがいをみとめ合うことが大切です。

育つ権利(心身ともに豊かに育つ権利)

- ・自分らしさが分かってもらえて、個人として大切にされること。
- ・年れいや成長にあわせて、安心できる場所で学んだり、遊んだり、休んだりすること。
- ・いろいろなことに関心をもちたり、いろいろな活動をして、人として成長すること。

人には、考え方や何かに大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。

考えてみましょう 自分で「いいな」と思っている自分の良いところはどこですか。

自分の良さを生かしてがんばってきたことや、これからがんばっていききたいことはどんなことですか。

自分らしさを表現することも大切な権利です。必要なことを学ぶことも、子どもの権利です。

(中学生用)

中学生用

いっしょに考えよう！ 子どもの権利のこと 相模原市子どもの権利条例

子どもの権利条例本文より

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどできます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

日本には、日本のすべての人が幸せに暮らすための「日本国憲法」があります。さらに、日本は、世界の子どもたちが幸せに暮らすことができるようにと作られた「児童の権利に関する条約」を結んで、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

相模原市には、この憲法と条約の考えをもとに、さがみはらの子どもたちが幸せに暮らすための市の決まり「子どもの権利条例」があります。

年 組 名 前 _____

子どもの権利って何？

子どもはみんな、生まれたときから幸せに生きる権利を持っています。
子どもが、自分らしく、のびのびと成長していくために必要な、子どもの基本的な権利です。
子どもの権利条例では、子どもが生き生きと自分らしく成長していくために、大切な権利を定めています。大きく4つの権利に分けられています。

安心して生きる権利(条例第4条)

- ・命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- ・愛情と理解をもって育てられること。
- ・適切な医療が必要に応じて提供されること。
- ・どんな理由でも差別をされないこと。
- ・安全な環境で生活ができること。

子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされるべき存在です。また、一人ひとりがそれぞれがいを認め合うことが大切です。

考えてみましょう どんなときに、家族や周りの人から大切にされていると感じますか。これまでの生活をふり返って考えましょう。

心身ともに豊かに育つ権利(条例第5条)

- ・自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- ・年齢や発達に応じ、安心できる場所で学んだり、遊んだり、休息すること。
- ・自然や歴史に親しんだり、文化や芸術等の活動することによって、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

人には、考え方や何かに大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。

考えてみましょう あなたの自分らしさはどこですか。

自分らしさを生かしてこれまで努力してきたことや、これから取り組みたいことはどんなことですか。

(保護者向け)

「ご存知ですか？」
相模原市
子どもの権利条例

これからのさがみはらを築いていく子どもたちを、地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが生き生きと育つことが出来るまちの実現を目指して、「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。
私たち一人ひとりが「子どもの権利について理解し、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきたいと思います。」

子どもの権利とは
生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが生き生きと過ごし、健やかに成長していくために欠かすことのできない、子どもの基本的人権です。

子どもの権利保障の基本的な考え方

大人は	子どもは
○子どもが最高の利益を実現するため、子どもの権利を、子どもが生まれながらに持っているものとして保証します。 ○子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、年齢や発達に応じて支援します。	○年齢や発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合う中で、社会の一員である自覚を持ちましょう。 ○自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、尊重しましょう。

子どもにとって大切な権利

条例では、子どもが健やかに成長していくために、保障されるべき権利を定めています。

安心して生きる権利 (第4条) ・命が守られ、かけがえない存在として、大切にされること。 ・愛情及び理解をもって育まれること。 ・適切な医療が必要に応じて提供されること。 ・いかなる理由によっても差別をされないこと。 ・安全な環境において生活ができること。	心身ともに豊かに育つ権利 (第5条) ・自分らしさが認められ、個人として尊重されること。 ・年齢及び発達に応じ、安心できる場所や学び、遊び、及び休息すること。 ・自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をするこにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。
自分を守り、守られる権利 (第6条) ・いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。 ・犯罪、危険その他の有害な環境から守られること。 ・自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。 ・プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。 ・困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。	地域及び社会に参加する権利 (第7条) ・自分の意見を表明すること。 ・表明した自分の意見が尊重されること。 ・意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。 ・仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

子どもの権利を保障する大人の責務

保護者の責務 (第9条)

- ・子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。
- ・子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ・子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- ・市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

施設関係者の責務 (第10条)

- ・子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければならない。
- ・子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ・子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- ・子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。
- ・施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

地域住民等の責務 (第11条)

- ・子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。
- ・安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。
- ・子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。
- ・市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

市の責務 (第8条)

- ・子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければならない。
- ・子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最高の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければならない。
- ・子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければならない。

子どもの居場所の確保 (第12条)

- ・市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

市の取組

- ・11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」と定め、11月に普及・啓発事業を行います。
- ・子どもに関する施策や取組について、子どもが参加したり、意見を表明する機会を確保するよう努めます。
- ・子どもが安心して生活できるよう、子育て家庭への支援を行います。
- ・子どもの権利の促進に関する相談窓口を設け、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置します。

**子どもの権利の促進に関する相談窓口
さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)**

- 相談電話 子ども専用(通話無料) 0120-786-108
大人の方は 042-786-1894
- 相談時間 月～金 13:00～20:00 土 10:00～17:00
(土・日のほか年末年始、県庁内庁舎の休館日を除く)
- 相談方法 電話か来訪 ※来訪は予約制
- 場 所 相模原市立青少年学習センター内
(中央区矢野原3-15)

○啓発物品

さがみみ式マスコットキャラクター
さがみみちゃん

「つらいときは、ひとりで泣いてもいいけど、泣いたらさかしてね」

子ども専用 ☎ 0120-786-108
大人が相談する場合 ☎ 042-786-1894

子ども・若者向けの相談窓口検索ツール
さがみみちゃん
さがみみちゃん
さがみみちゃん



特集

知ってる？

子どもの大切な権利

全ての子どもは、生まれたときから大切な権利を持っています。
本市は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの権利を保障するため、
市子どもの権利条例を制定してから、今年で10周年を迎えました。
子どもの権利について知り、子どもの声を聞くことから始めてみませんか。
☎こども・若者応援課 ☎042-751-0091

10周年を記念して誕生



さがみ(さがみはら子どもの権利相談室) マスコットキャラクター
さがみちゃん

生き生きと健やかに
成長していくために

守られるべき 子どもの 4つの権利

① 安心して生きる

- 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされる
- どんな理由でも差別されない など

② 心身ともに豊かに育つ

- 自分らしさが認められ、個人として大切にされる
- 教育を受ける、遊ぶ、休む、安心して学んで成長できる など

③ 自分を守り、守られる

- いじめ、体罰、虐待など、つらい思いをしない
- 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられる など

④ 地域と社会に参加する

- 自分の意見を伝える
- 意見を大切に考えてもらえる など

子どもたちの社会参加実例

さがみマスコットキャラクターを
子どもたちが考えたデザインの中から、
子どもたちの投票で選びました。

作成者 北川舞依さん(作成当時小山中学校3年生)

さがみちゃんを通じて、抱え抱えた子どもたちが気軽に
相談できるようになってほしいです。



つらいときは、
ひとりではやまないで
はなをきかせてね

10周年 さがみ(さがみはら子どもの権利相談室)

うれしいときや悲しいとき、もやもやしているとき、
上手に話せなくても誰かに話を聞いてもらえると元
気になることがあります。子どもが困っていたら
さがみを紹介してください。

いつ 月～金曜日13時～20時、

土曜日10時～17時

※祝日等、青少年学習センターの休所日(市図に掲載)を除く

どうやって 電話か相談 ※相談は予約制

どこで 青少年学習センター

子ども専用 ☎0120-786-108

子どもの権利侵害についての
大人からの相談は ☎042-786-1894

子どもの権利を守るための 大人の役割

- 子どもが自分の権利を正しく
理解して、ほかの人の権利を
尊重できるように支援する
- 安全で安心して過ごすことが
できる地域をつくり、犯罪・い
じめ・虐待から子どもを守る
ように努める
など



子ども・若者向けの相談窓口 検索ツール

相談しよう

そうしよう

相談しようと思ったら、相談窓口を
簡単に見つけれられる検索ツールです。

詳しくは
こちら



(3)イベント

○さがみはら子どもの権利の日のつどい

子どもの権利条例制定 10 周年を記念して、イベントを開催しました。

市内の子どもや大学生達による子どもの権利をテーマに制作した絵本や紙芝居の披露、子どもたちからデザインを募集した「さがみみマスコットキャラクター」の第 1 次審査を通過した 5 作品の表彰式など、多彩なステージやブースを展開し、多くの方にご来場いただきました。

日時 令和 7 年 11 月 22 日(土) 11 時 00 分～16 時 00 分

場所 イオン相模原ショッピングセンター 1 階 けやきスマイルガーデン

**さがみはら
子どもの
権利の日のつどい**

参加
無料

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

2025年11月22日(土) 11:00-16:00

in イオン相模原ショッピングセンター
1階 けやきスマイルガーデン

ステージ

12:00
開会式
鶴の台フレンズが演奏します

12:20
さがみみマスコットキャラクター表彰式
さがみ(さがみはら子どもの権利相談室)のマスコットキャラクターが、子どもたちが考えたデザインの中から、子どもたちの投票で選ばれました。1次審査を通過した5作品の表彰式を行います。

12:45
相模原市子どもの権利条例 絵本お披露目会
さがみはら子どもの権利相談室サミット子ども委員会が権利に関する絵本を作成しました！絵本の読み聞かせとクイズ大会を実施します。

13:35
こえをきく まちのものがたり
～さがみみちゃんともくもくおぼけ～
だれにも聴かれないと噂していた声が、やがてやさしい雨になってじをかけていく。子ども大人も、「あなたの声は、きっと彼方に届く。」そんな想いと希望を込めたオリジナルの紙芝居を和泉短期大学の学生が披露します。

14:00
1年後の自分に手紙を書こう!!
夢レターワークショップ
1年後の自分に向け、今のあなたからのメッセージを書いてみましょう。
当日記入した夢レターは相模原市で大切に保管し、来年の11月に暮さまのころへお届けします！
NPO法人ハロードリーム実行委員会

14:50
閉会式

ブース

さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)ブース
「あなたの好きな〇〇を教えてください！」
子どもの権利の木をろうプロジェクト
「子どもの権利」クイズに挑戦！
※抽選には、さがみみちゃんグッズをプレゼント！さがみみ

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンブース
あなたのメッセージがサッカー選手に届く！オレンジPOST
デザインを募集！
缶バッジ作成体験コーナー

子ども食堂・就労学習支援ってどんなところ？
子どもの居場所パネル展
あなたの権利が子どもたちの未来を切り拓く！
子ども・若者未来基金コーナー

イベントの情報はこちら！
QRコード
当日はさがみみちゃんも遊びに来よう！

イベント協力団体
イオン相模原ショッピングセンター/NPO法人さがみはら子どもの権利相談室/和泉短期大学ソーシャルワーク研究會
NPO法人ハロードリーム実行委員会/相模原市教職員組合
相模原市社会福祉協議会

問合せ先：相模原市こども・若者支援課 ☎042-751-0091
こども家庭課 ☎042-769-9811



子どもたちが作成した絵本のお披露目



和泉短期大学生によるオリジナル紙芝居



さがみみマスコットキャラクター表彰式



さがみみブース クイズコーナー



さがみみブース「権利の木プロジェクト」

○展示

11月20日の「さがみはら子どもの権利の日」に合わせて、市内3か所の図書館でパネル展を実施しました。

(会場・展示期間)

市立図書館(11/5~11/30)、
相模大野図書館(11/1~11/24)、
橋本図書館(11/12~11/24)



↑図書館と協力し作成したブックリスト



○「権利の木～あなたの声を聴かせて～」プロジェクトの実施

子どもが自分の意見を自由に表明すること、すなわち「意見表明」が子どもの権利であることへの理解を深めるとともに、「困ったときに誰かに話す」ための電話相談の練習の場としても位置づけ、子どもたちが安心して声を発信できる機会を提供しました。テーマを「あなたの好きな〇〇を教えてください」に設定し、さがみに本格的な相談でなくても気軽に電話をかけてもらえるような事業を実施しました。

①電話受付

日時:9月上旬~10月31日(金)

参加人数:73人

②権利の日のつどいにおける受付

日時:11月22日(土)

参加人数:108人

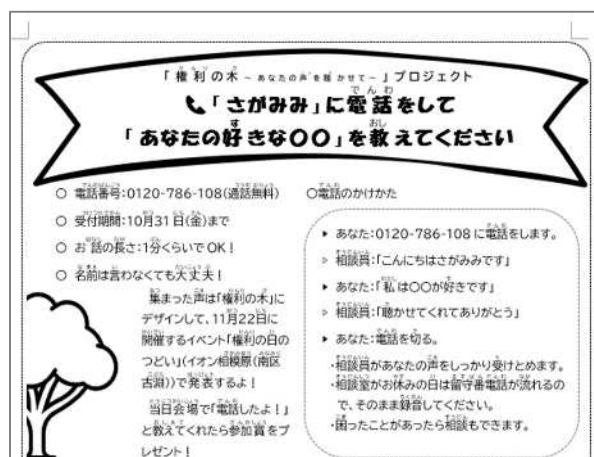
③子どもたちの声を集めて作成した「権利の木」を展示

日時:11月22日(土)~12月22日(月)

場所:相模原市立青少年学習センター



子どもたちの声で作成した「権利の木」



さがみみレーター2号

IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例・・・26ページ

2 子どもの権利救済委員名簿・・・29ページ

3 子どもの権利相談員名簿 ……29ページ

○相模原市子どもの権利条例

平成27年3月23日
条例第19号

目次

前文

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	子どもの権利(第3条―第7条)
第3章	子どもの権利の保障(第8条―第12条)
第4章	子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)
第5章	子育て家庭への支援(第15条・第16条)
第6章	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条―第30条)
第7章	子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)
第8章	雑則(第33条)

附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとなることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。
(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。

(4) いかなる理由によっても差別をされないこと。

(5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

(2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

(3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動することにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分の意見を表明すること。

- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び

取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。

(3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。

(4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。(救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(相談及び救済の申出)

第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限りません。)

2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。(調査及び調整)

第23条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第24条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(4) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(市の機関に対する是正の要請等)

第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第26条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。ただし、第6章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

○子どもの権利救済委員 名簿

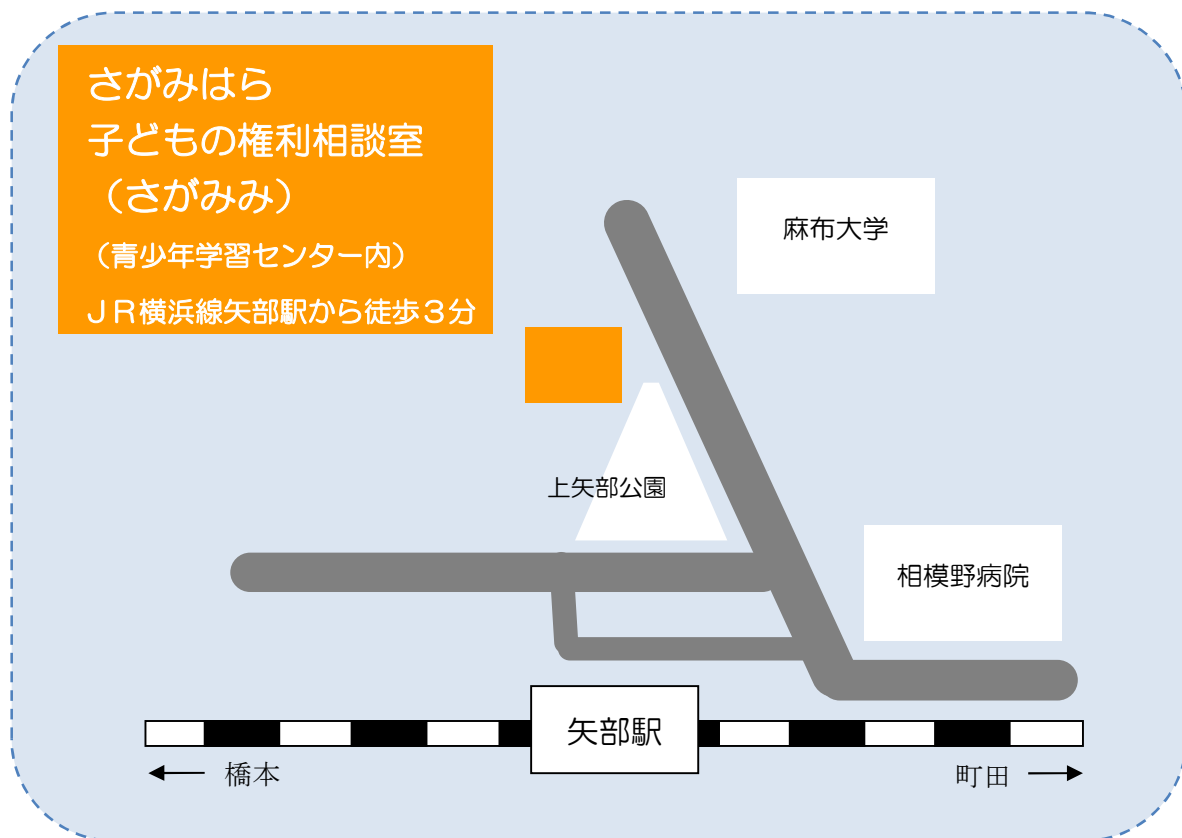
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

職 名	氏 名	役職等
子どもの権利 救済委員	中安 恒太	和泉短期大学 教授
	泉 路代	神奈川県弁護士会 弁護士
	安部 朋子	神奈川県弁護士会 弁護士 (令和7年9月30日まで)
	今西 隆彦	神奈川県弁護士会 弁護士 (令和7年10月1日から)

○子どもの権利相談員 名簿

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

職 名	氏 名
子どもの権利 相談員	青木 妙
	岡本 昭三
	高橋 真理子
	田辺 昭美



令和7年度さがみはら子どもの権利相談室活動状況報告書

令和8年8月発行

編集・発行 さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15
相模原市立青少年学習センター内

相談専用電話 子ども専用 0120-786-108

大人の方用 042-786-1894

相談時間 月～金曜日 午後1時から午後8時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの
休所日を除きます。

事務局 相模原市こども・若者未来局こども・若者応援課

電話 042-751-0091

FAX 042-751-0092